

挑みつづける、変わらぬ意志で。

いまさら聞けない? 事業と密接な知的財産権の疑問

真似していないのに意匠権の侵害で商品を売ることができなくなった。納入先と共有で特許を取得したのに他社で作られてしまった。ネーミングを考えたのは自分なのに知人に商標権を取られてしまった。新規事業が軌道に乗ったので知財のケアを始めたがすでに遅かった。

目に見えない財産の権利で民法の原則と異なる取り扱いもある知的財産権は、誤解されていることがあります。ある日突然に警告書が来ないよう、来ても正しい対処ができるよう、弁理士がポイントを説明します。

◆主な内容（予定）◆

- ①知的財産と知的財産権の基礎知識
- ②大勢の人が間違ってしまう知財の落とし穴
- ③事業を安心して進めるために知っておきたいこと



講師／アイエヌ知財特許事務所 弁理士 伊藤 夏香

【講師プロフィール】 東京工業大学卒、同大学院修士課程修了。東京商工会議所の知的財産戦略委員会委員、日本弁理士会の知的財産経営センター知財価値評価事業本部担当副センター長、知的財産支援センター運営委員、日本知的財産仲裁センター本部運営委員、ソフトウェア委員会委員、同会関東支部（現関東会）の副支部長、幹事、知財教育支援委員会委員長、公認会計士連携委員会委員長、中小企業・ベンチャー支援委員会委員等を歴任。東京都知財総合センターや商工会議所など、諸団体で相談員やセミナー講師を務める。

■開催日時 2026年2月16日（月）14:00～16:00

■開催場所 中央区役所 8階 大会議室（中央区築地1-1-1）



■対象・定員 主に区内の中小企業経営者及び従業員 100名（先着順）

■参加無料 事前申込制

■申込方法 東京商工会議所 HP の「イベントを検索」に（**イベント番号：206275**）をご入力、または、右上の QR コードよりお申込みください。

【重要なお知らせ】 イベント・セミナーのお申込には、東京商工会議所の会員・非会員に関わらず、東京商工会議所の「マイページ」の登録が必要です。

＜^① イト①>申込担当者様ごとに、ご登録できます。ご登録をいただきますと、基本的な申込者情報（氏名・電話番号等）は自動入力されるようになります。

＜^② イト②>申込後の履歴はマイページ内で確認いただくことができます。

※定員に達し次第、締め切りとなります。参加できない方にのみご連絡します。

■問合せ先 中央区区民部商工観光課中小企業振興係 TEL3546-5487 FAX3546-2097

■主 催 中央区・東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会

※ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営・管理のために使用するほか、各主催団体が実施する各種事業開催や情報提供等のご案内(DM 及び FAX)のために利用させていただく場合がございます。